

別紙 4

滋賀県指定沓掛鳥獣保護区

沓掛特別保護地区

指定計画書(案)

令和 年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

沓掛鳥獣保護区沓掛特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長浜市西浅井町沓掛地先の国道8号と林道沓掛集福寺線との交点を起点◎とし、同所から同国道を北進し県有地と民有地の境界線との交点①に至り、同所から同境界線を北北東に進み滋賀県と福井県の境界線②との交点に至り、同所から同境界線を東進し県有地と民有地の境界線との交点③に至り、同所から同境界線を南進し林道沓掛集福寺線との交点④に至り、同所から同林道を西進し起点◎に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当地区は、長浜市西浅井町北部の福井県境と接する地域に位置し、広葉樹と針葉樹が混在して広がる自然豊かな区域で、渡り鳥の飛来経路ともなっている。このような環境を反映して、多種多様な植物、鳥獣等が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも特別保護地区の区域は、周辺がコナラ等を中心とした二次植生や人工林を中心とした植生であるものの、県有林であり整備が行き届いており、また周辺に比べて高齢の人工林であることから、針葉樹の下層に広葉樹の垂高木が広がる多様性に富んだ植生となっているため、ヒヨドリなど身近な鳥獣が多数採食、繁殖を行っているほか、滋賀県レッドデータブック2015年版において希少種に指定されているツツドリ・ホトトギス・クロツグミ・ヤブサメ・オオルリ・サンショウクイ・キビタキ等も採食、繁殖を行っており、他の区域に比べて森林性鳥類の生息に適しており、非常に重要な生息地となっている。

このため、当該区域は、沓掛鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(6) 特別保護地区の再指定にかかる理由

この区域は、琵琶湖の最北端から谷部を北上した所にあり、福井県境と接する自然豊かな地域で、渡り鳥のルートとして非常に重要な地域である。

林相は、スギ、ヒノキ等の人工林を中心として、谷筋や山腹では、広葉樹の群生もみられる。

冬期間は、積雪が多い地域であり、暖帯と温帯の接地帯に位置するため、植物の種類が多くみられる。また、生息する鳥獣も多種多様にわたっており、鳥獣保護の拠点としてふさわしい区域である。

したがって、森林性鳥獣の保護を目的とした特別保護地区として再指定することが望ましい。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、県職員や鳥獣巡視員による巡視に努めるとともに、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。また、ニホンジカによる森林被害については、防護柵やテープ巻き等の適切な防除を実施するとともに、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 51 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 51 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地 51 ha

都道府県有地 51 ha

市町村有地等 0 ha

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha

自然公園法による地域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

森林法による地域 51 ha（水源かん養保安林）

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長浜市西浅井町の、琵琶湖の最北端から谷部を北上し、福井県境と接する地域に位置する。

イ 地形、地質等

地質は粘板岩で地形は急峻で起伏に富んでいる。

ウ 植物相の概要

林相は、スギ、ヒノキの人工林が3分の2ほどを占めるが、人工林以外は大半が広葉樹林であるとともに人工林内にも広葉樹の群生地が点在する。

エ 動物相の概要

冬期間は積雪の地域であるが、暖帯と温帯の接地帯にあたるため動植物の種類も多く、生息する鳥獣も多種にわたっている。

(2) 生息する鳥獣類(※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン)

ア 鳥類 ハシブトガラス、トビ、サシバ、ヤマドリ、キジバト、ツツドリ、ホトトギス、アオゲラ、コゲラ、ヒヨドリ、ウグイス、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、シジュウカラ、エナガ、カワラヒワ、イカル、カケス、クロツグミ、ヤブサメ、オオルリ、キビタキ、サンショウクイ、コガラ等

イ 獣類 ツキノワグマ、キツネ、タヌキ、リス、アナグマ、ノウサギ、ニホンザル、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ等

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区およびその周辺において、ニホンジカによるスギ・ヒノキの剥皮被害が報告されている。

以下に、長浜市西浅井町沓掛地区における過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数および有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等を示す。

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

平成29年度 6件 平成30年度 6件 令和元年度 7件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥獣名	被害作物名・樹木名
ニホンジカ	スギ、ヒノキ

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|------------|---|---|
| ①鳥獣保護区用制札 | 8 | 本 |
| ②特別保護地区用制札 | 5 | 本 |